毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
5月1日
（金曜日）

目次

○告示
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……二
令和八年度クリーニング師研修の指定（生活衛生課）……四
令和八年度クリーニング所業務従事者講習の指定（生活衛生課）……四
解除予定保安林（下松市）（森林整備課）……五
保安林予定森林（山口市）（森林整備課）……五
道路の区域の変更（道路整備課）……五
道路の供用の開始（道路整備課）……五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……六
指定納付受託者の指定（会計課）……六
公金の収納の事務の委託（会計課）……七
○公告
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……七
○選管告示
山口県知事選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……七
山口県議会柳井市選挙区選出議員選挙の補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……八

山口県告示第百九十三号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示（昭和四十三年山口県告示第四百五十五号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和八年五月一日

山口県知事　村岡嗣政

一　補償基礎額の表第二号のイ中「四千二百円」を「四千四百円」に改める。

山口県告示第百九十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示（平成四年山口県告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和八年五月一日

山口県知事　村岡嗣政

表中「五、四九九円」を「五、七九九円」に、「一三、九七五円」を「一四、五九七円」に、「六、一四三円」を「六、二六〇円」に、「六、七〇三円」を「六、八七四円」に、「一五、二三七円」を「一六、一九一円」に、「七、〇二三円」を「七、一五七円」に、「一八、〇一六円」を「一九、六一〇円」に、「七、三二六円」を「七、五三四円」に、「二〇、八六四円」を「二二、四九九円」に、「七、五七六円」を「七、六九七円」に、「二二、五六四円」を「二四、〇八四円」に、「七、七六六円」を

「八、〇〇七円」に、「二三、六六六円」を「二六、二三八円」に、「七、七一一円」を「七、八二一円」に、「二五、三五四円」を「二六、八六八円」に、「七、三四八円」を「七、五三六円」に、「二六、一八七円」を「二七、九四九円」に、「六、一九二円」を「六、四五〇円」に、「二二、六九四円」を「二三、二三七円」に、「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一七、四八四円」を「一七、七五五円」に改める。

山口県告示第百九十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

表常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

山口県告示第百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年五月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　保土谷化学工業株式会社

住　所　東京都港区東新橋一丁目九番二号

二　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　保土谷化学工業株式会社南陽工場分工場

所在地　周南市開成町四五三〇番地

三　特定施設に関する事項

㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力（N m³／日）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
四六―二	五〇、四〇〇	令和八、五、二五	令和八、五、二五	令和八、五、二五	連続	二四時間	変動なし
〃	六、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　「四六―二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値								汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
四六―二		二	一～二	六九	六九	一〇	一〇	四五	〇・四	〇・三	〇・四
〃		一一	一〇～一二	二、四四五	一二、五〇〇	三八・二五	一二五	五〇〇	一、五〇〇	七・五	四五	〇・〇五	〇・〇五

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
制限曝気槽	鋼鉄製	三〇（m³／日）	活性汚泥	断続	一八時間	変動なし	（既設）		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値								汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
制限曝気槽	処理前	九	一〇～七	九七八	五、〇〇〇	一〇	一〇	検出せず	一一二	六〇〇	一八	一八	五	五
	処理後	七・五	五・八～八・五	二五〇	二五〇	一五	一五	〃	一〇〇	一〇〇	三	三	三〇	三〇

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値										排出水の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	通常	最大
No.1 排水口	七・五	一〇～七	一〇	一五	〇・六	〇・六	検出せず	三	三	二・五	二・五	一二〇	一二〇

山口県告示第百九十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和八年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　研修の主催者
名称　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所　東京都港区新橋六丁目八番二号
二　研修の種類
第一型研修（会場参加方式）
三　研修の開催期日及び開催場所
開催期日　開催場所
令和八、八、二三（日曜日）　山口市秋穂二島一〇六二　ＹＭｆｇ維新セミナーパーク
四　研修の受講料
五千円

一　研修の主催者
名称　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所　東京都港区新橋六丁目八番二号
二　研修の種類
第一型研修（オンデマンド方式）
三　研修の開催期日
令和八、五、一（金曜日）から令和九、三、三一（水曜日）まで
四　研修の受講料
八千円（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含む。）
五千円（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を除く。）
三千円（特別管理産業廃棄物管理責任者講習に限る。）
五　その他
特別管理産業廃棄物管理責任者講習の修了者は、特別管理産業廃棄物責任者の資格（クリーニング所に限る。）を取得する。

一　研修の主催者
名称　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所　東京都港区新橋六丁目八番二号
二　研修の種類
第二型研修
三　研修の受講料
五千円

山口県告示第百九十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を令和八年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　講習の主催者
名称　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所　東京都港区新橋六丁目八番二号
二　講習の種類
第一型講習（オンデマンド方式）
三　講習の開催期日
令和八、五、一（金曜日）から令和九、三、三一（水曜日）まで
四　講習の受講料
四千五百円

一　講習の主催者
名称　公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所　東京都港区新橋六丁目八番二号
二　講習の種類
第二型講習
三　講習の受講料
四千五百円

山口県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除予定保安林の所在場所
　下松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　公衆の保健
三　解除の理由
　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下松市地域振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　保安林予定森林の所在場所
　山口市阿東徳佐中字東上一一五九一の五から一一五九一の七まで、一一五九一の一から一一五九一の一四まで
二　指定の目的
　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年五月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道
路線名　三田尻港徳地線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
防府市迫戸町一地先から同市大字東佐波令字壱ノ鳥越二八二二地先まで	旧	最狭 一一・三 最広 一二・五	二一三・六	
	新	最狭 一一・三 最広 三一・二	二一三・六	

山口県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道三田尻港徳地線	防府市迫戸町一地先から同市大字東佐波令字壱ノ鳥越二八二二地先まで

令和八年五月二日

山口県告示第二百三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関西高等学校特別教室等機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年五月一日

山口県知事　村岡嗣政

一　山口県立下関西高等学校特別教室等機械設備工事

㈠　工事場所　下関市後田町四丁目九八番一

㈡　工事の概要

構造	延べ面積
鉄筋コンクリート造　五階建	四、四八〇・七平方メートル

二　経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3　出資比率が三十パーセント以上であること。

㈡　共同企業体の代表者の令和八年四月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百以上であること。

㈢　共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三　経営規模等入札参加資格の審査

㈠　共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1　共同企業体協定書の写し

2　総合評定値通知書の写し

3　特定建設業の許可通知書の写し

4　委任状

㈡　申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

㈢　申請書等の提出期間及び時間

令和八年五月十九日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

㈣　経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年五月二十八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四　その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三―九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年五月一日

山口県知事　村岡嗣政

一　指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

イオンフィナンシャルサービス株式会社　東京都千代田区神田錦町一丁目一

二　指定納付受託者に納付させる歳入等
　県税及び税外収入（納入通知書又は納付書によりクレジットカード等又はスマートフォン等を利用して納付されるものに限る。）
三　指定の日
　令和八年四月一日

山口県告示第二百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
　株式会社山口銀行　下関市竹崎町四丁目二番三六号
　地銀ネットワークサービス株式会社　東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号
　株式会社しんきん情報サービス　東京都港区港南一丁目八番二七号
　株式会社セイコーマート　札幌市中央区南九条西五丁目四二一
　株式会社セブン－イレブン・ジャパン　東京都千代田区二番町八の八
　株式会社ファミリーマート　東京都港区芝浦三丁目一番二一号
　株式会社ポプラ　広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
　ミニストップ株式会社　千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
　山崎製パン株式会社　東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号
　株式会社ローソン　東京都品川区大崎一丁目一一番二号
二　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
　納入通知書又は納付書によりコンビニエンスストアを利用して納付される公金
三　指定の日
　令和七年四月一日
四　委託の日
　令和八年四月一日

一　指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
　株式会社山口銀行　下関市竹崎町四丁目二番三六号
　地銀ネットワークサービス株式会社　東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号
　ビリングシステム株式会社　東京都千代田区内幸町一丁目二番二号
二　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
　納入通知書又は納付書によりスマートフォン等を利用して納付される公金
三　指定の日
　令和七年四月一日
四　委託の日
　令和八年四月一日

公告

（一四一） 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和八年五月一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　事業の名称
　県営石井地区農村地域防災減災事業
二　工事完了の時期
　令和八年二月二十四日

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

令和八年五月一日

山口県選挙管理委員会委員長　黒　瀬　邦　彦

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員の補欠選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

令和八年五月一日

山口県選挙管理委員会委員長　黒　瀬　邦　彦

令和八年五月一日印刷
令和八年五月一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事